

一戸町監査委員告示第2号

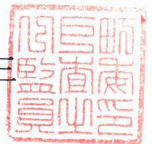
令和2年度定期監査（工事監査）の結果について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、別添のとおり公表する。

令和2年7月9日

一戸町監査委員 鹿川 勝 司



一戸町監査委員 柴田 正 三



令和2年度定期監査（工事監査）結果報告書

1 監査の対象

奥中山中学校屋内運動場耐震補強等工事

2 監査の期間

令和2年6月15日から同月26日まで

3 監査の方法

今回の工事監査については、契約、施工等の各段階において、費用対効果、的確な工事施行管理に配慮されたかなど、当該工事が適正に行われているかを主眼として、次に掲げる主な着眼点により書面監査及び実地監査を実施した。

- (1) 施工の決裁手続きは適正に行われているか。
- (2) 契約事務が適正に行われているか。
- (3) 施工に係る管理、事務処理、支払い等は適切に行われているか。

4 監査の結果

当該工事の契約、施工等いずれも適正に執行されていると認められる。

今後の事業・事務執行においても、別紙助言事項に配慮するなど適切に処理されたい。

助言事項

奥中山中学校屋内運動場耐震補強等工事について

項目	助言事項
(1) 契約変更について	○ 高額な契約変更の原因となった天井からの落下物について、中学校からの報告内容が記録として残されていないことから、今後は、落下の状況、その後の一連の経緯など、メモ等簡易なものであっても書面として残しておくよう配慮されたい。
(2) 今後の安全対策について	○ 天井の木毛板の劣化状況について、今後も注視継続を怠ることなく、安全対策に努められたい。
(3) 竣工検査について	○ 屋内運動場周辺にコンクリート階段の一部劣化・欠落、及び側溝部材の放置が見受けられた。本体工事のみでなく、周囲にも配慮して竣工検査を行われたい。 工事期間中についても同様に施設の安全確保のため、工事対象物の周辺にも配慮されたい。